



市章

# 大津市公報

令和4年3月25日  
号外(第13号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目次

- 条
- 21 大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例…………… 1
- 22 大津市国民健康保険条例等の一部を改正する条例…………… 1

## 条 例

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月25日

大津市長 佐藤 健 司

### 大津市条例第21号

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の給料月額の特例)

3 当分の間、第3条第1項第2号に掲げる給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員のうち、次の各号に掲げる者の給料月額は、同条及び第4条の規定にかかわらず、これらの規定を適用して得た額に、それぞれ当該各号に定める額を加算した額とする。

- (1) 保育所に勤務する保育士 9,000円
- (2) 児童クラブの補助員及び放課後児童支援員 8,500円

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の基準月額の特例)

4 当分の間、パートタイム会計年度任用職員のうち前項各号に掲げる者についての第8条の規定の適用については、同条第3項中「額に」とあるのは、「額に附則第3項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算した額に」とする。

### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和4年2月1日以後の期間に係る給与の額について適用し、同日前の期間に係る給与の額については、なお従前の例による。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。(委任)
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

大津市国民健康保険条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月25日

大津市長 佐藤 健 司

### 大津市条例第22号

大津市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(大津市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 大津市国民健康保険条例(昭和34年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第13条の5中「630,000円」を「650,000円」に改める。

第13条の5の10中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第18条第1項中「630,000円」を「650,000円」に改め、同条第4項中「630,000円」を「650,000円」に、「190,000円」を「200,000円」に改め、同条第5項中「630,000円」を「650,000円」に改める。

(大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第2条** 大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和3年条例第65号)の一部を次のように改正する。

第18条の2の次に1条を加える改正規定のうち第18条の3第1項中「保険料額」の次に「から、当該保険料額」を、「得た額」の次に「(第13条第2項の規定の例により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額」を加え、同条第2項中「第13条第2項及び第3項」を「第13条第3項」に、「同条第2項及び第3項」を「同条第3項」に改め、同条第3項中「第13条の5の8」との次に「、「第13条第2項」とあるのは「第13条の5の5第2項」と」を加え、「第13条第2項」を「第13条第3項」に、「第13条の5の5第2項」を「第13条の5の5第3項」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 当該年度において、第18条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

- (1) 第13条又は第13条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第18条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第13条第2項の規定の例により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額
- (2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第13条第2項の規定の例により端数の切り上げを行った後の額とする。)

第18条の2の次に1条を加える改正規定のうち第18条の3第5項中「第13条第2項及び第3項」を「第13条第3項」に、「同条第2項及び第3項」を「同条第3項」に改め、同条第6項中「、「同条第3項」とあるのは「同条第4項」と」及び「同条第3項において読み替えて準用する」を削り、「第13条第2項」とあるのは「第13条の5の5第2項」を「第13条第3項」とあるのは「第13条の5の5第3項」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例中第1条の規定は令和4年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大津市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。